

平成29年度静岡県防災会議 会議録

平成29年8月22日(火)
静岡県庁西館4階第1会議室

午後3時00分開会

○司会 定刻になりましたので、ただいまから平成29年度静岡県防災会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中、委員の皆様にはご出席をいただき、ありがとうございます。代理出席を含め、52名の方々にご出席をいただいております。

それでは初めに、会長の川勝平太静岡県知事からご挨拶申し上げます。

○川勝知事 本年度の県の防災会議に際しまして、お暑い中、またお忙しい中、ご参集賜りまして、まことにありがとうございます。日ごろから静岡県の危機管理行政に対しまして、ご理解とご協力を賜っていますことを、改めまして厚く御礼を申し上げます。

ご案内のように、日本各地でさまざまな災害が生じているところであります。近いところでは、去る先月の5日、6日に集中豪雨が九州北部を襲いまして、思いもかけず30人もの尊い命が失われました。同じ九州で、昨年の4月14日に大きな揺れ。また、それが前震となって、その後に本震が起こるというようなこともございまして、まだ不自由な生活を強いられている方もいらっしゃいます。

本県は東海地震に備えてまいりましたけれども、今やマグニチュード9の南海トラフの巨大地震に備えなくてはならないという中で、いつ何時、東日本大震災あるいは熊本地震のような、また集中豪雨のようなものが、あるいは場合によりましては富士山の噴火というような複合災害。こうしたものも十分に想定しなくてはならないということございます。

私ども静岡県は、10年計画を7年と1カ月で本年度中に終了することでございますけれども、8つの重点領域があります。そのうちの3つが、いかに人をつくるか。人づくりにかかわるもの。また3つが、いかに富をつくるかという、経済にかかわるものであります。そして富士山。これは日本の、いや静岡県の、いや世界の宝でございます。これをいかに継承していくかということでございますが、それら7つの筆頭に置かれてい

るのが危機管理でございます。危機管理を全てに優先するということでございまして、今、南海トラフの巨大地震で、もし何も備えがない場合には、日本で30万人以上の方々が犠牲になりかねないと、静岡県だけでその3分の1ということでございますので、平成25年度から、我々は、国のデータをもとにいたしまして、犠牲者を8割減らすということで、今4年目に入っておりますから、それなりの成果を上げているところでございます。そのために、皆様方も、自助・共助・公助という観点で、この危機管理に備えていただくようにお願い申し上げますと同時に、きょうの議題は、静岡県の地域防災計画の修正にかかわるものでございますけれども、これは法律が改正されました。同時に、国の防災基本計画も、それに応じまして新しい知見を加えて修正されておりますので、それにかかわるご審議を賜るということでございます。何とぞご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○司会 本日の議長は、会長であります川勝知事が務めます。

知事、よろしくお願ひいたします。

○川勝知事 それでは、私が議長を務め、議事を進行してまいりますので、ご協力のほど、よろしくお願ひを申し上げます。

まず、議事に先立ちまして、静岡県防災会議運営要領第7条の規定に基づき、本日の議事録署名人をご指名申し上げます。財務省東海財務局静岡財務事務所 児玉光載委員、西日本電信電話株式会社静岡支店 土井内裕章委員のご両名をご指名させていただきます。よろしくお願ひをいたします。

それでは、議事次第に従いまして、協議事項から進めてまいります。

まず、静岡県地域防災計画の修正につきまして、事務局から説明してください。

○危機政策課長 それでは、事務局から、静岡県地域防災計画の修正について説明いたします。

お手元に、資料1-1 「静岡県地域防災計画修正案の概要」、それからA3の資料1-2 「新旧対照表」とございます。私からの説明は、この資料1-1に従いましてご説明を進めさせていただきます。

今回の修正の主な点は、第1に法律の改正。国が策定する防災基本計画の改正等による修正でございます。第2は、2ページ目のほうにございますとおり、県が策定した防災に関する各種計画等の反映による修正でございます。第3は、組織名の変更など、その他修正事項となっております。

それでは1ページ目に戻りまして、初めに、法律の改正・防災基本計画の改正等による修正でございます。

まず、「水防法及び土砂災害防止法の改正に伴う修正」です。

平成27年9月の関東東北豪雨、また平成28年8月の北海道、東北地方を襲いました台風第10号。こうした中で、住民の逃げ遅れ、また家屋の浸水により甚大な被害が発生したところでございます。こうしたことから、本年5月、法が改正されました。

改正内容でございます。要配慮者利用施設の所有者または管理者の非常災害に関する具体計画の作成及びそれに基づく避難訓練の実施の義務化、市町長の施設管理者等への避難確保計画の作成指示と、正当な理由なく指示に従わなかった場合のその旨の公表となっております。

これらの改正内容を県地域防災計画に反映させるものでございます。

具体的には、「共通対策の巻」におきましては、要配慮者に対し、迅速で的確な支援を実施するための体制を記載した要配慮者支援計画に、「風水害の対策の巻」においては、本県の土砂災害対策等について記載した土砂災害防除計画に、それぞれ法改正の内容に沿った記載をいたします。

次に、災害対策基本法の改正による修正でございます。

平成26年の災害対策基本法改正では、大規模災害時に迅速に道路啓開を進めるため、放置車両を移動できる権限が道路管理者に付与されたところでございます。平成28年の改正において、この道路管理者に加えまして、港湾管理者と漁港管理者にも同様の権限が付与されました。これらの内容を地域防災計画に反映させるものとなっております。

次に、国が策定いたしました防災基本計画の改正による修正でございます。

主に熊本地震での課題等を踏まえた内容が改正されております。県地域防災計画にそれらを反映させる形で修正するものとなっております。

主な修正内容は、市町の庁舎が被災したとしても、避難行動要支援者名簿情報が活用できるよう適切に保管すること。また、居住用の建物、家財の保険等の、生活再建に向けた事前の備えについてなどでございます。

なお、「原子力災害対策の巻」に関する部分につきましては、後ほど説明をいたします。

次に、内閣府が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の改正による修正でございます。

先ほども触れましたけれども、昨年の台風第10号では、グループホームが被災し、入居者が亡くなるなど、高齢者の被害が発生いたしました。背景としては、「避難準備情報」の名称に、高齢者等が避難を開始する段階であることが明らかでなかったことがあります。避難開始の段階を明確にするため名称が変更されたことに伴い修正するものです。「避難指示」につきましては「避難指示（緊急）」、「避難準備情報」につきましては「避難準備（高齢者等避難開始）」というふうになったものを反映するものです。

2ページ目をお開きください。

次に、県が策定しました防災に関する各種計画等の反映による修正となっております。初めに、静岡県地震対策推進条例の改正を踏まえた修正です。

この条例は昨年改正したところですが、その中で、外国人を含めた観光客等の安全確保について、「県は、市町や関係する事業者等と連携し、災害に関する情報提供等に努めること」としております。県地域防災計画におきましても、こうした内容を踏まえ、修正をするものです。

次に、静岡県建築基準条例の改正を踏まえた修正です。

新しい建築物につきましては、静岡県建築基準条例の改正によりまして、建築基準法で規定する耐震強度の1.2倍の耐力とすることが義務づけられたところでございます。建築物の耐震対策に係る項目に、その根拠としてこの条例を記載するものとなっております。

次に、富士山火山広域避難計画の改正による修正です。

今年3月開催されました、第7回富士山火山防災対策協議会におきまして、富士山火山広域避難計画が改正されました。その内容を県地域防災計画に反映させるものとなっております。

具体的には、活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域内にある施設で、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると市町が認めた施設の名称及び所在地を、市町地域防災計画に明記すること。火山現象による人的被害等を防ぐための鉄道の運行規制につきまして、鉄道事業者は状況に応じて検討するとともに、関連する情報の収集に努め、収集した情報に整合した運行規制を実施することを記載するものでございます。

次に、「その他修正事項」となります。

まず、県の組織改編や指定地方行政機関の内部規則の変更等による修正をするもので

ございます。

次に、災害が発生した場合に、その発生状況等を調査する内容を記載した災害発生状況調査の対象災害として、熊本地震のような活断層型の地震を加えるとともに、津波や火山等の災害も調査対象として明記するものでございます。

次に、福祉避難所と2次の避難所の区分の修正でございます。避難等に関する県及び市町の実施事項を記載しました避難救出計画におきまして、福祉避難所と2次の避難所を同じ区分で記載しておりますけれど、それぞれの避難所の定義を明確にするとともに、県及び市町の役割を具体的に記載するものとしております。

私からの説明は以上でございます。

引き続き、「原子力災害対策の巻」について説明をいたします。

○原子力安全対策課長 続きまして、県地域防災計画「原子力災害対策の巻」の修正部分について、原子力安全対策課から説明します。

資料1-1の5ページをお開きください。

「原子力災害対策の巻」の主な修正点について、3点説明させていただきます。主に防災基本計画の改正に伴うものでございます。

まず、上段にございます「最新の情報通信関連技術の導入の努力義務」についてです。

第2章「原子力災害事前対策」、第6節「情報の収集・連絡体制等の整備」の項目に、県が被害情報及び応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めることを記載しました。本県では、静岡県原子力防災ポータルを構築し、昨年7月から運用を開始しておりますので、これの拡充・充実・高度化を図ってまいります。

次に、「民間事業者との協力協定の締結の推進を図ることについて」です。

同じく第2章「原子力災害事前対策」の第7節「緊急事態応急体制の整備」の項目に、県が国の協力のもと、広域的な応援について、民間事業者も含め、協力協定等の締結を推進することがわかるように記載いたしました。住民の避難手段の確保のための公共交通機関との協力協定の締結などを想定しております。

次に、「県独自の判断による避難指示の実施について」です。

第3章「緊急事態応急対策」、第4節「避難、屋内退避等の防護措置」の項目に、災害対策基本法第60条第6項に該当する場合、つまり、市町が災害等で機能不全になっているときに、原子力災害の観点から屋内退避指示が出ている中で、自然災害を原因とす

る緊急の避難等が必要になった場合、県が独自の判断で避難指示を行なうことができる

ことを記載いたしました。

私の説明は以上でございます。

○川勝知事 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ござりますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見もないようですので、静岡県地域防災計画の修正につきましては、原案のとおりとして承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川勝知事 ありがとうございました。

それでは、原案のとおり承認されたものといたします。

なお、静岡県地域防災計画につきましては、本案により、内閣総理大臣に修正報告することといたします。

次に、市町地域防災計画の修正について、事務局から説明をお願いします。

○危機政策課長 それでは、市町地域防災計画の修正について、ご説明いたします。

皆様のお手元の資料2をごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

災害対策基本法第42条第5項の規定に基づき、県に対して地域防災計画修正の報告がありましたのは、この表に記載の34の市町となっております。

なお、未修正の松崎町につきましては、今後、今年度の県の計画修正を踏まえた市町防災計画の見直しを行なう予定となっております。

表に記載のとおり、今回報告のありました市町につきましては、全て県の平成28年度地域防災計画の修正を踏まえた修正を実施しております。

表の④にございます「市町独自の状況」につきましては、裏のページにまとめてありますので、ごらんいただきたいと思います。

主なものを申し上げます。

三島市ですけれど、被災者支援を一元管理する被災者台帳の導入と、被災者支援システムの運用に係る説明を記載しております。

吉田町になります。町が策定いたしました福祉避難所設置運営マニュアルに基づき、要配慮者の避難先として、社会福祉施設や宿泊施設等を福祉避難所として確保するよう努めることを記載しており、災害が発生した場合に必要となる措置に関して、市町の状

況に応じた独自の計画見直しを行なっているところです。

また、磐田市でございますけれど、車中泊など、避難所以外の場所で避難生活を送る被災者に対する必要な生活関連物資の提供などの支援について整理することとしており、車中泊における被災者の健康上の問題等が生じた熊本地震の教訓を踏まえますと、他の市町にとっても参考となる事例であると考えられます。

なお、法の規定により、市町の計画が県の計画に抵触する等問題のある場合は、防災会議の意見をお伺いした上で市町に助言等を行なうこととなっております。今回報告のあった市町の計画については、特段の問題はございませんでした。

私からの説明は以上でございます。

○川勝知事 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

ご意見もないようですので、市町地域防災計画の修正につきましては、静岡県防災会議としては「意見なし」とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川勝知事 ありがとうございます。

それでは続きまして、事務局からの報告事項に移ります。

なお、ご質問がある場合、最後に一括してお受けさせてください。よろしくお願ひします。

○危機政策課長 それでは事務局から、まずアクションプログラムに関することについて、ご説明をさせていただきます。

資料の3-1、それから少し後ろにありますけれど、資料3-2。こちらのほうを使って、私からは説明をさせていただきます。

まず、資料3-1をごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

平成28年度末のアクションプログラム2013の進捗状況でございます。

1の「要旨」にございますとおり、平成34年度末までに想定される犠牲者を8割減少させるという減災目標達成に向け、176のアクションに取り組んでおりますが、平成28年度末時点で集計した結果は、全体の88%、155のアクションが順調に進んでいるという状況でございます。このうち、目標を達成した58のアクションは、平成34年度以前の達成を目標としているアクションが主なものとなっておりますが、4つのアクションに

つきましては、平成29年度や30年度を達成目標とした前倒しの体制となっております。

一方、目標の達成に向け遅れが見られるアクションが21ございます。主なものを、この資料の3に示してございます。家具類の固定など、県民の取り組みが必要なアクション。また、津波対策施設など、沿岸部での施設整備に関するアクションに遅れが見られているところでございます。

続きまして、資料3-2をごらんいただきたいと思います。

こちらの資料の2の「推進会議の目的」のところにございますように、こうしたアクションプログラムを適切に進捗管理して目標を達成すること、全庁的に連携して、効率的な施策展開を図ること。また、こうした取り組みを広く発信して県民にご理解いただくことを目的に、今月18日に「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」推進会議を発足させたところでございます。今後、地域の現状を踏まえたアクションの見直しや、県民に伝わりやすい適切な指標の検討などを行ないまして、新しい総合計画の指標の反映等につなげていきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○危機対策課長 平成29年度静岡県危機対応訓練計画について、ご説明をさしあげます。

資料4をごらんください。

県の訓練計画といたしまして、その目的は、危機事案発生時に、県、市町の災害対策本部における迅速・的確な応急対策を行なうこと、住民等による自助・共助を通じたみずから生命・財産を守る活動ができるよう努めるとともに、各種防災計画の見直し、防災関係機関との相互連携、県民の防災に関する意識高揚と知識向上を図ることを目的として実施させていただいております。

具体的な今年度の訓練計画ですが、裏面をごらんください。

訓練といたしましては、大規模地震に係る訓練と、その他の訓練、大きく分けて2つございますが、大規模地震に係る訓練としましては、4月の全職員参集訓練、来週実施いたします総合防災（本部運営）訓練を初め、年間7回ほどの訓練を実施させていただいております。

危機事案といたしましては、現在、大規模地震以外にもさまざまな危機事案が想定されることから、台風シーズン前の5月、6月には、風水害、土砂災等の訓練を実施いたしまして、7月には富士山火山に関する訓練を、冬が参ります前には、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ等が発生する時期の前に訓練を計画しております。

2月に、ラグビーワールドカップ、オリンピックが本県で開催されますので、それに備えました国民保護共同実動訓練として、エコパでテロを想定した訓練のほうを実施することを計画しております。

2月には、また原子力防災訓練の計画をしております。

この計画表の中にはございませんが、6月23日には、弾道ミサイルを想定した訓練を下田でも実施しております。

以上です。

○川勝知事 報告は以上ですか。はい、ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして、本日の議事は無事滞りなく終了いたしました。委員の皆様には、円滑な進行にご協力を賜りまして、ありがとうございました。

進行を司会に返します。

○司会 以上で議事は終了いたしましたが、本日は、ご参加の委員から災害対応等に関するご報告をいただき、防災対策の参考とさせていただきたいと考えております。

ここで会場の準備をしますので、しばらくお待ちください。

(会 場 準 備)

○司会 それでは最初に、「ICT（情報通信技術）を活用した防災、減災に向けた取組について」。総務省東海総合通信局からご報告をお願いいたします。

○炭田東海総合通信局長 今ご紹介にあずかりました、総務省東海総合通信局長の炭田と申します。

本日は、こうした貴重な機会を与えていただき、ありがとうございます。

きょうは、早速でございますが、防災・減災に向けた当局の取り組みについて、駆け足でご説明申し上げたいと思います。

以下、ちょっと座ってご説明申し上げます。

まず、1ページ目でございます。

災害時に移動通信機器の無償貸し出し。これを想定させていただいております。通信機器の当局におきます備蓄台数につきましては、左の真ん中にございますとおり、MCA55台、衛星携帯10台、さらには簡易無線380台ということをご用意させていただいておりますけれども、必要に応じて全国からかき集めていきたいというふうに考えてお

るところでございます。携帯と違い、災害時に通信の輻輳もなく、一斉同報ということも可能になるという意味では、大変貢献できるのではないかと思っております。

次のページをお願いいたします。

また、この移動電源車の貸し出しということも考えてございます。電源車としては、左下にございますとおり、中型のもの、小型のものがございます。本来、通信放送設備の電源喪失に対応するということでございますが、例えば右下にございますとおり、熊本地震におきましては、柔軟に対応させていただきまして、避難所における電源。こういったものに対応するため、名古屋から30時間かけて現場に運んだという実績もあるところでございます。

次のページをお願いいたします。

それから、臨時災害放送局の開設を支援させていただくということでございます。まさに災害が起こった際、その復旧支援として、特定の区域の住民に対しまして、自治体としても必要な情報を伝達したいという事情がございます。この右に書いてございますとおり、実際東日本大震災時におきましても、東北3県において、最大時、24自治体で26局開設をして、その支援をさせていただいたというところでございます。

ブルーで書かれた陸前高田市等3市町におきましては、現在なおこの放送局、運用中ということでございますが、いざというときには迅速に対応させていただきたいということでございますし、可搬型の送信機の対応も用意させていただいておるところでございます。

それから、次のページをお願いいたします。

災害時、携帯電話等、輻輳でなかなか使えないというご経験をお持ちの方も多いかと思いますけれども、そういう災害時においても比較的つながりやすいものとしてWi-Fiがございます。防災拠点におけるWi-Fiを全国的に進めていきたいというふうに考えておりまして、そういう取り組みをなさる場合には、一定の要件がございますけれども、補助をさせていただいているということでございます。現在、29年度の追加公募中でございますので、もしご関心のある場合には、当局にご照会いただければありがたいということでございます。

次のページをお願いいたします。

災害時において、AMラジオの果たす役割、非常に大きいものがあるということは、ご案内のとおりでございます。ただ、実はそのAMラジオ、この技術特性から、送信機

は100メートル幅ぐらいの広さが必要でございまして、現実にそれだけの広大な地ということで、河川でありますとか海岸沿い。こういうところに多く設置されているというところがございます。津波対策の観点からは、こうしたAMラジオの送信機を高台に持つていきたいというニーズもございます。

そのために、より小型の送信機ができるような技術的対応。これを放送局においても取り進めておりますが、そういった後押しを今させていただいております。右下に小さくございますが、静岡県内においても一部高台に移行済みでございますし、さらには移行を計画中のところもあるわけでございます。これは放送局の対応でございますが、ご案内させていただきます。

最後に、次のページをお願いいたします。

先ほど、集中豪雨対策、これも必要だということがございました。実は、ゲリラ豪雨に対して非常に効果的なアンテナが、最近でございますが、開発され、実用化されたということがございますので、ご紹介させていただきたいと思います。

ゲリラ豪雨。これは発生をする10分前にはそういう卵があらわれるというふうに言われていますので、その卵を早く検知をして対策を打つということが大変効果的な話になってくるわけでございます。

ただ、今現行日本国内に配置されているパラボラアンテナでは、立体観測に5分かかるという実態がございます。その5分かかる時間を10倍早くして、30秒で、かつ精度も10倍。どちらかというと、レントゲンからCTスキャン。こういったものになる、これは「フェーズドアレイ気象レーダー」というものでございますが、既に開発され、実用化しております。観測範囲が60キロから80キロという半径ということでございますので、全国配備ということについては、なかなか困難なことがございますが、例えば自治体さんが集中管理をしたい地域。こういったところでは、このゲリラ豪雨対策にとって大変有効な手段であろうかと思います。この場を借りてご紹介をさせていただきたいと思います。

最後のページでございます。

このゲリラ豪雨対策。今のフェーズドアレイアンテナと自治体のハザードマップを対応しまして、スマホ等で一人一人の住民の方々に伝達をするというようなシミュレーションもできております。ご関心のある方につきましては、当局にご照会いただければ幸いに存じます。

その他、当局関連の研究機関であるNICTのほうで提供できる技術のプログラムについては、別途紙ベースで参考資料として添付をさせていただいております。お時間のある際にごらんいただければ幸いに存じます。

駆け足でございますが、ご紹介申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○司会 ありがとうございました。

ただいまのご報告につきまして、ご質問等はありますでしょうか。

それでは、ないようですので、続きまして、平成29年7月九州北部豪雨における中部地方整備局の支援活動について、国土交通省中部地方整備局からご報告をお願いいたします。

○可児総括防災調整官 中部地方整備局の総括防災調整官をやっております可児と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

冒頭で知事さんのほうからお話をございました、九州北部豪雨に対する中部地整の対応について、ご紹介させていただきます。

資料は6でございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

座らせていただきます。

それでは、資料を開いていただきまして、「九州北部へTEC-FORCE派遣」ということで、このようなパンフレットをつくってございます。

この2枚目の裏面をごらんください。

まず、TEC-FORCEでございますが、国土交通省では、大規模な自然災害に対しまして技術的な支援を行なうために、職員を「TEC-FORCE隊」として任命しております、緊急時に派遣することにしております。中部地整では約1,500名を隊員として任命しておりまして、全国の整備局等で約9,000名を指名しております、いざというときに派遣するような体制をとっているというところでございます。

7月の九州北部豪雨の概要でございますが、若干まとめさせていただいております。

右下に、アメダス降水量の分布でございますが、朝倉市等々で総雨量600ミリ以上、レーダー解析でいうと1,000ミリ以上の雨が降ったということでございます。左に棒グラフがございますが、時間雨量も120ミリを超えておりまして、特に7月5日の午後の12時間ぐらいにほとんどの降雨があったといったところで、下にございますように、死者35名、それから行方不明6名となってございますが、このような甚大な被害を及ぼしたということでございます。

右のページをごらんください。

それに対しまして、我々TEC-FORCEということで、全国から派遣したわけでございますが、中部地整では、7月6日朝から、先遣隊をまず派遣いたしまして、その後、道路、砂防、河川。そういう調査のために隊員82名、延べ454人・日ということで派遣したところでございます。

このような非常に危険な状況の中で派遣をいたしまして、中にはドローンによる調査とか、そういったこともやったところでございます。

最後は、この左下にございますように、散水車も派遣いたしまして、道路清掃に努めたということでございます。

それで、最後のページでございますが、調査等々、作業に当たりましては、自衛隊でありますとか警察等々と連携してやったということと、あと、調査結果につきましては首長さん等々に報告させていただいたということでございます。

これまで、昨年の熊本地震を初め、派遣をしているところでございますが、中部地方におきましては、幸いにも受援といったような形にはなってございません。毎回思うことではございますが、いかにして情報を収集して、特に県さんと作業分担であるとか、そういうことを確実にやって、いかに早く作戦を練って適切な行動をとるかといったことを、改めて感じたところでございます。

以上、簡単でございますが、報告させていただきました。

○司会 ありがとうございました。

ただいまのご報告について、ご質問等はありますでしょうか。

ないようですので、続きまして、大型旅客船事故対応について、国土交通省海上保安庁清水海上保安部からご報告をお願いいたします。

○水島警備救難担当次長

清水海上保安部警備救難担当次長の水島でございます。よろしくお願ひいたします。

本日、部長が所用により欠席させていただいているので、私のほうからご報告させていただきます。

平成28年度に実施しました「大型旅客船事故対応訓練の実施」について、お話しさせていただきます。

本訓練は、平成29年1月12日、清水港日の出埠頭において、「静岡県地域防災計画（大規模事故対策の巻、II船舶事故対策計画）」のスキームにより、静岡県危機管理部との

共同開催にて実施いたしました。

訓練想定は、駿河湾を航行中のフェリー「富士」にて車両甲板上の車両が火災を起したものとして、4つのフェイズに分け実施いたしました。

フェイズ1では、フェリー「富士」乗員による初期消火、海上保安庁緊急電話118番への情報伝達訓練及び乗客誘導訓練を実施。

フェイズ2では、海上保安庁のヘリコプターと特殊救難隊による負傷者の吊り上げ救助及び静岡県消防防災航空隊「オレンジアロー」による負傷者吊り上げ救助訓練を実施。

フェイズ3では、特殊救難隊による乗客救護及びトリアージ、並びに乗務員の協力による本格消火活動や乗組員の誘導による乗客のラフトによる避難、また巡視船艇による船体冷却放水、更には県警ヘリコプターによる画像伝送の伝達訓練を実施。

最終段階のフェイズ4では、フェリーが着岸したという想定により、消防梯子車によるフェリー甲板上からの負傷者救助、特殊救難隊と乗組員による負傷者の担架搬送、D M A T等による医療救助、救急車搬送、巡視船艇によるラフト避難者の搬送、フェリー事業者による就業管理等を実施いたしました。

本訓練では、プレイヤーとして、静岡県、静岡県警察本部、静岡市消防局、中部運輸局静岡運輸支局、静岡市立清水病院D M A T、日本赤十字社静岡県支部及び病院、株式会社エスパルスドリームフェリーの約140人と船艇車両等14台が参加。また、エキストラとして、東海大海洋学部学生、大原公務員専門学校学生、静岡市立清水看護専門学校の学生、県消防学校学生の約300人の協力をいただきました。これらの他、視察者、引率者、見学者等を含めますと総勢約450人の規模で実施することとなりました。

本訓練の基本スキームである「静岡県地域防災計画（大規模事故対策の巻、II船舶事故対策計画）」に基づきフルスケールな実動訓練を実施したことにより、関係機関等が実施すべく役割の確認、救助活動の円滑化並びに船舶事故に対する相互の理解と意識の高揚を図ることができ、訓練目標は達成されたと考えております。

最後に、清水港が平成29年1月31日発表による「官民連携による国際クルーズ船拠点」6港に指定され、定期的に万トン級の大型クルーズ船が寄港することとなり、日の出埠頭4から5号岸壁が6港中のトップクラスであります22万トン級に対応を踏まえ、運用開始年の平成32年に53回、目標年であります10年後の平成42年には105回の寄港を目標とされております。本年4月以降16回の大型客船が寄港するなど、これからクルーズ船の事故に備える必要を感じており、清水海上保安部と県危機管理部が連携し、関係機関

との勉強会を重ね、清水港と静岡県におけるクルーズ船事故対応能力向上を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○司会 ありがとうございました。

ただいまのご報告について、ご質問等はありますでしょうか。

ないようですので、最後に、「最近の大雨の事例と気象情報」について、国土交通省静岡地方気象台からご報告をお願いいたします。

○中村 静岡地方気象台長 静岡地方気象台の台長の中村と申します。

本日、お時間を少しいただきまして、最近の大雨の事例、それから最近気象庁で行なっております防災気象情報の改善について、簡単にご説明させていただきます。

では、座って説明させていただきます。

お手元の資料。白黒になっていますので、画面のカラーとあわせて見ていただければと思います。

話の概要としては、まずきょう何度もお話を上がっていました九州北部豪雨について、簡単にそのメカニズムをご説明するということと、それは決して九州に限った話ではないということで、4月の静岡県の事例について、ご説明します。それから最後に、防災気象情報の改善について、説明させていただきます。

最近の大雨の事例として、特別警報を発表しました平成29年7月の九州北部豪雨の事例です。

当時の気象状況としては、九州北部に梅雨前線が停滞しているところで、南の太平洋高気圧の縁辺を回って温かく湿った空気が大量に流れ込んで、非常に大気の状態が不安定な状態ということでございました。

その状況を少し立体的な概念図で示しますと、今申し上げた前線、それから大量の水蒸気の流入、それからもう1つ、上空にその時期としては温度の低い寒気が流入しているという、これらの条件が重なって、画面上にあります線状降水帯。今回の豪雨に関するニュースでも何度か耳にされたことがあるかもしれませんけれども、線状降水帯というものが形成されました。

線状降水帯というのは、概念を簡単にご説明しますと、普通雨というのは、雲が湧いて、その下に雨が降るわけですが、通常雲はどんどん風に乗って移動していくので、雨域もどんどん移動していくんですけども、線状降水帯というのがある条件のも

とで形成されると、個々の雲はどんどん移動していくんですけども、次々に雲が生成されて、結局同じ場所でどんどん雲ができるて雨が降って、また雲ができるということで、局地的にその地域にずっと雨が降り続けるという状況があらわれます。

その状況を、レーダーの画像——画面のほうは動画で示しておりますけれども、当時非常に雨が激しく降ったときの状況を見ていただきますと、何となく雲が湧いて東に流れしていくという状況がずっと続いて、特にひどかった朝倉市などを見ていきますと、常に雨が降っているという状況があったというのが見ていただけるかと思います。これが、線状降水帯が形成されたときに非常に大雨が降るという状況です。

その結果として、特に状況がひどかった4月5日から6日にかけての各観測点で観測されたアメダスの降水量の分布です。

朝倉市では、年間の降水量の3分の1がほぼ1日で降ったという非常に激しい雨が降りまして、それが大きな災害につながったというふうに考えられます。

それは九州北部豪雨の事例ですけれども、次にご紹介しますのは静岡県の大雨の事例で、4月の17から18日にかけて、静岡県でも大雨がございました。幸い大きな災害にはなりませんでしたし、九州北部豪雨に比べると規模としては小さいものだったんですけども、当時の状況としては、寒冷前線が静岡地方を通過して、その状態で静岡県周辺の大気の状態が不安定になって大雨が降っているという状況がありました。

次のページに、そのときのレーダー解析による降水状況を1時間ごとに示しております。

下に並んでいるのが、4月18日の4時から7時までの1時間ごとの画像です。全体としてはちょっと状況は変わっているんですけど、よく見ていただきますと、御前崎から伊豆半島の南部にかけて、線状に赤い——色が赤いところは非常に雨が激しいところなんんですけど、線状に雨が降る領域が形成されて、それがこの4時間あたり、ほとんど動かずに雨を降らし続けたという状況で、実際にこれによって、大雨警報、それから土砂災害警戒情報などの発表をするような事例になりました。

このように、九州だけではなくて、静岡県は雨の多いところですけれども、全国どこでも条件がそろえば同じような大雨は起こり得るということをご理解いただければと思います。

今のは個々の大雨の事例の紹介ですけれども、全体の状況と、それから防災気象情報の改善について、ご説明します。

現在気象庁のほうでは、新たなステージに対応した防災気象情報の改善というのを進めています。「新たなステージ」という言葉も何度かお聞きになったかもしれません。画面上あるいは資料にありますグラフなんですけれども、これは全国のアメダスの観測点で、時間雨量として50ミリ以上という激しい雨が降った回数というのを年ごとにカウントして統計したものですが、昔に比べると、最近そういう、降り出すと非常に激しいという雨の降り方が増えているという状況があります。雨の降り方の局地化、集中化、激甚化というような形で表現しますけれども、そういう雨の降り方が最近変わってきたということを新たなステージと捉えまして、国土交通省のほうでは、全体としてその防災対策を進めております。気象庁としては、その防災気象情報を新たなステージに対応して改善するということを進めております。

その改善の中で気象庁が目指す方向性としては、1つは、社会的に大きな影響を与える現象については、可能性は必ずしもその時点で高いとまではいえなくとも、そのおそれを積極的に伝えていくということで、できるだけ早い段階から、「これからどうなる可能性がある」ということをお伝えしていくと考えております。

2つ目として、危険度、その切迫度を認識しやすくなるように、わかりやすく情報提供していくと。警報等を発表したときに、いつごろ特に危ないのか、あるいはどこが危ないのかということを、できるだけわかりやすく提供していくということを考えております。

まず、できるだけ早く可能性についてお伝えするということで、警報級の可能性の提供というのを、この5月からホームページ等の提供を始めております。警報自体はまだ発表する前の段階ですけれども、そのときの予測の範囲内で、最大向こう5日間の間に大雨警報等の発表をする可能性が高い、あるいは高くなくとも少なからず可能性があるということを、画面上あるいは資料にありますような、時間ごとの時系列の表の形で、「高」あるいは「中」。高くなくてもある程度あるというのを「中」というふうに表現しておりますけれども、そういう形でお知らせするようにして、できるだけ前倒しで見通しをお伝えするということを始めております。

それがどういうふうに活用できるかというのは、例えば自治体の防災対応の方とかで、この警報級の可能性の表の中で、週末にかけて大雨警報の「中」とかがついていた場合には、実際に具体的な対応をまだ立てる段階ではないけれども、連絡体制とか参集要員の確保について、ちょっと心を配るというような、いろんなきめ細かな防災対応に活用い

ただければと考えております。

次が、危険度を色分けした時系列の提供。今度は、大雨警報等を発表した段階で、いつごろ危ないかということを時系列で表現した情報でございます。

この中の表にあります、画面のほうでは赤とか黄色で示しておりますけれども、大雨警報等を発表した後に、その発表している時間帯の中で特に危ないのは何時ごろかということを、赤とか、場合によっては、特別警報を発表する場合は紫も入りますけれども、その色によって特に危ない時間帯をわかりやすく表現するというような形で情報提供をさせていただいております。

それから今度は、今のはいつ危ないかということですが、今度はどこが危ないかということについて、危険度分布の提供というのを始めております。

気象庁が発表する警報あるいは注意報は、基本的には市町村単位に発表しております。ただ、その警報等が発表された領域の中でも、相対的に危険度が大きいところ、低いところというのがございますので、それを画面上で見ていただけますように、マップ上でメッシュ状で特に危険なところに向けて、赤か紫という形で色分けをして、マップ上で見ていただけるような表現で、今情報提供しております。

危険度分布としては、現在大雨警報の土砂災害、それから大雨警報の浸水害、内水氾濫に対応するものです。それから洪水警報の3つについて、危険度分布の情報提供を始めております。これを始めたのが7月4日からなんんですけど、くしくも九州北部豪雨で最初に活用される形になったんですけども、そういうことを現在始めております。

最後ですけれども、これは皆さんの中に直接触れる形にはならないんですけども、先ほどご説明した危険度分布のベースになる情報として、それぞれの大気警報の土砂災害、内水氾濫、それから洪水警報の、それぞれの警報を判断するときの、より災害に関連の高い指標というものを導入しまして、それをもとに危険度分布の表示とか、あるいは警報の判断というのを始めております。これもこの7月から始めたところでござります。

気象台からの説明は以上でございます。

○司会 ありがとうございました。

ただいまのご報告について、ご質問等はありますでしょうか。

ないようですので、ご報告いただいた委員の皆様、貴重なご報告、本当にありがとうございました。

なお、本日お手元に「静岡県の地震・津波対策」をお配りしておりますので、今後の参考にしていただければ幸いでございます。

これで本日の予定は全て終了いたしました。以上で閉会といたします。本日はまことにありがとうございました。

午後 3 時55分閉会

平成 29 年度静岡県防災会議の議事録は、以上のとおり相違ないことを確認する。

平成 29 年 10 月 17 日

(議事録署名人)

委員(財務省東海財務局静岡財務事務所)

児玉光載



委員(西日本電信電話株式会社静岡支店)

土井内祐章



